米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、米子市地域経済変動対策資金利子補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、米子市補助金等交付規則（平成１７年米子市規則第４６号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、米子市地域経済変動対策資金制度要綱（平成２４年４月１日施行）第１条に規定する米子市地域経済変動対策資金制度を利用し、鳥取県地域経済変動対策資金制度要綱（平成２４年３月２２日付け第２０１２０００００４４６号鳥取県商工労働部長通知）第３条第１項第１号の規定に基づき指定された経済変動事象のうち別表の第１欄に掲げるものに係る融資（以下「対象融資」という。）の実行を受ける者に対し、当該対象融資に係る資金のうち新規借入金（既存の借入金の借換えを目的とした借入れを除く資金をいう。以下同じ。）に対する利子負担の軽減を図ることにより、当該経済変動事象により影響を受けた者の経営の維持及び安定を図ることを目的として交付する。

（交付対象者）

第３条　本補助金の交付の対象となる者は、別表の第１欄に掲げる経済変動事象の影響を受け、同表の第２欄に定める期間内に対象融資の申込みをした中小企業者（中小企業信用保険法（昭和２５年法律第２６４号）第２条第１項に規定する中小企業者をいい、市内に事務所若しくは事業所を有し、又は市内で事業を開始する具体的計画を有するものに限る。）とする。

（交付対象期間）

第４条　本補助金の交付の対象となる期間（以下「交付対象期間」という。）は、別表の第３欄に定める期間とする。

（補助金の額等）

第５条　本補助金の額は、毎年１月１日から１２月３１日（年の中途において交付対象期間が満了した場合には、その満了の日。次項において同じ。）までの間に金融機関に対して支払った対象融資に係る資金のうち新規借入金に対する利子（当該対象融資の返済が遅延したことに伴って生じた遅延利息等を除く。）の額に、別表の第４欄に定める補助率を乗じた額（その額に１円未満の端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて得た額）に相当する額とする。

２　前項に定める本補助金の額は、次条の規定による申請の日が属する年の前年の１月１日から１２月３１日までの間に支払った対象融資に係る資金に対する利子の額に、対象融資に係る資金のうち新規借入金の占める割合を乗じて算出するものとする。

（交付の申請等）

第６条　本補助金の交付を受けようとする者は、前条第１項に規定する期間の満了の日

の属する年の翌年の２月１５日までに（年の中途において交付対象期間が満了した場合には、その満了の日後速やかに）、市長に対し、本補助金の交付の申請及び支払の請求（次項において「申請等」という。）をしなければならない。

２　前項の規定による申請等は、米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付申請書兼支払請求書（別記様式第１号）を市長に提出することにより行うものとする。

３　前項の交付申請書兼支払請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、過去に本補助金の交付の決定を受けた者については、既に提出された第１号に掲げる書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

⑴　対象融資が実行されたことを示す書類の写し

⑵　対象融資に係る利息支払証明書の写し

⑶　役員等調書兼照会承諾書（別記様式第２号）

⑷　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付決定等の通知）

第７条　市長は、本補助金を交付することを決定したときは、申請者（前条の規定により同条第２項の交付申請書兼支払請求書の提出を行った者をいう。次項において同じ。）に対し、米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付決定通知書（別記様式第３号）によりその旨を通知するものとする。

２　市長は、本補助金を交付しないことを決定したときは、申請者に対し、書面によりその旨及びその理由を通知するものとする。

（本補助金の支払）

第８条　市長は、本補助金の交付の決定をしたときは、速やかに、第６条の規定による請求に係る本補助金を、当該請求をした者が指定する口座に振り込むものとする。

（規定外事項）

第９条　この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行し、同日以後に融資の申込みをした対象融資に係る資金（新規借入金に限る。）に対する利子の支払について適用する。

附　則

この要綱は、令和４年６月１日から施行し、この要綱による改正後の米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱別表の規定は、同年４月２５日以後に申込みをした同要綱第２条に規定する対象融資に係る資金（同条に規定する新規借入金に限る。）に対する利子の支払について交付する米子市地域経済変動対策資金利子補助金について適用する。

附　則

この要綱は、令和４年９月２０日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年８月７日から施行し、この要綱による改正後の米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱別表（同表に規定する令和５年度エネルギー・原材料価格の高騰に係る部分に限る。）の規定は、同年４月１日以後に申込みをした同要綱第２条に規定する対象融資に係る資金（同条に規定する新規借入金に限る。）に対する利子の支払について交付する米子市地域経済変動対策資金利子補助金について適用する。

附　則

この要綱は、令和６年３月２１日から施行し、この要綱による改正後の米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱別表（同表に規定する令和５年度エネルギー・原材料価格の高騰に係る部分に限る。）の規定は、同年１月１日以後に申込みをした同要綱第２条に規定する対象融資に係る資金（同条に規定する新規借入金に限る。）に対する利子の支払について交付する米子市地域経済変動対策資金利子補助金について適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年７月１１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱（以下「改正後の要綱」という。）別表（同表に規定する令和６年度エネルギー・原材料価格の高騰に係る部分に限る。）の規定は、令和６年４月１日以後に申込みをした改正後の要綱第２条に規定する対象融資（以下「対象融資」という。）に係る資金（同条に規定する新規借入金に限る。以下同じ。）に対する利子の支払について交付する米子市地域経済変動対策資金利子補助金について適用する。

３　改正後の要綱別表（同表に規定する令和６年度円安に伴う経済変動に係る部分に限る。）の規定は、令和６年７月１日以後に申込みをした対象融資に係る資金に対する利子の支払について交付する米子市地域経済変動対策資金利子補助金について適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年８月２２日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱別表（同表に規定する令和６年度為替相場の急激な変動（以下「令和６年度為替相場の急激な変動」という。）に係る部分に限る。）の規定は、令和６年８月９日以後に申込みをした令和６年度為替相場の急激な変動に係る融資に係る資金（同要綱第２条に規定する新規借入金（以下「新規借入金」という。）に限る。）に対する利子の支払につい

て交付する米子市地域経済変動対策資金利子補助金（以下単に「補助金」という。）について適用し、同日前に申込みをしたこの要綱による改正前の米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱別表に規定する令和６年度円安に伴う経済変動に係る融資に係る資金（新規借入金を除く。）に対する利子の支払について交付する補助金については、なお従前の例による。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和６年１０月１６日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱別表（同表に規定する令和６年度為替相場の急激な変動（以下「令和６年度為替相場の急激な変動」という。）に係る部分に限る。）の規定は、令和６年１０月１日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申込みをした令和６年度為替相場の急激な変動に係る融資についても適用する。

附　則

この要綱は、令和６年１２月２４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和７年１０月２０日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱別表（同表に規定する令和７年度アメリカの関税引き上げによる経済変動（以下「令和７年度アメリカの関税引き上げによる経済変動」という。）に係る部分に限る。）の規定は、令和７年４月７日から同年９月３０日までの間に申込みをした令和７年度アメリカの関税引き上げによる経済変動に係る融資についても適用する。

３　この要綱による改正後の米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱別表（同表に規定する令和７年度米国関税の影響に伴う経済変動（以下「令和７年度米国関税の影響に伴う経済変動」という。）に係る部分に限る。）の規定は、令和７年９月１２日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申込みをした令和７年度米国関税の影響に伴う経済変動に係る融資についても適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年１月２６日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱別表（同表に規定する令和７年度米国関税の影響及び円安に伴う経済変動（以下「令和７年度米国関税の影響及び円安に伴う経済変動」という。）に係る部分に限る。）の規定は、令和８年１月１日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申込みをした令和７年度米国関税の影響及び円安に伴う経済変動に係る融資についても適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年８月２０日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱別表（同表に規定する令和８年度エネルギー・原材料価格高騰及び円安に伴う経済変動（以下「令和８年度エネルギー・原材料価格高騰及び円安に伴う経済変動」という。）に係る部分に限る。）の規定は、令和８年４月７日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申込みをした令和８年度エネルギー・原材料価格高騰及び円安に伴う経済変動に係る融資についても適用する。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年１０月１９日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱による改正後の米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱別表（同表に規定する令和８年度エネルギー・原材料価格高騰及び円安に伴う経済変動（以下「令和８年度エネルギー・原材料価格高騰及び円安に伴う経済変動」という。）に係る部分に限る。）の規定は、令和８年１０月１日からこの要綱の施行の日の前日までの間に申込みをした令和８年度エネルギー・原材料価格高騰及び円安に伴う経済変動に係る融資についても適用する。

別表（第２条、第３条、第４条、第５条関係）

１　経済変動事象	２　資金取扱期間	３　交付対象期間	４　補助率
令和４年度燃油及び原材料価格高騰・円安（鳥取県地域経済変動対策資金指定通知書（令和４年３月29日付け第202100323689号鳥取県商工労働部長通知）により経済変動事象として鳥取県商工労働部長の	令和４年４月１日から令和５年３月31日まで	これらの経済変動事象に係る対象融資の利息の支払が開始された日の属する月から起算して36か月間	10分の10

指定を受けた令和４年度燃油及び原材料価格高騰・円安をいう。）			
令和５年度エネルギー・原材料価格の高騰（鳥取県地域経済変動対策資金指定通知書（令和５年３月28日付け第202200326223号鳥取県商工労働部長通知）により経済変動事象として鳥取県商工労働部長の指定を受けた令和５年度エネルギー・原材料価格の高騰をいう。）	令和５年４月１日から令和６年３月31日まで		
令和６年度エネルギー・原材料価格の高騰（鳥取県地域経済変動対策資金指定通知書（令和６年３月22日付け第202400002824号鳥取県商工労働部長通知）により経済変動事象として鳥取県商工労働部長の指定を受けた令和６年度エネルギー・原材料価格の高騰をいう。）	令和６年４月１日から同年６月30日まで		
令和６年度為替相場の急激な変動（鳥取県地域経済変動対策資金指定通知書（令和６年７月１日付け第202400070592号鳥取県商工労働部長通知）により経済変動事象として鳥取県商工労働部長の指定を受けた令和６年度為替相場の急激な変動をいう。）	令和６年７月１日から令和７年３月31日まで		

令和７年度為替相場の急激な変動（鳥取県地域経済変動対策資金指定通知書（令和７年３月25日付け第202500004287号鳥取県商工労働部長通知）により経済変動事象として鳥取県商工労働部長の指定を受けた令和７年度為替相場の急激な変動をいう。）	令和７年４月１日から同年９月30日まで		３分の２
令和７年度アメリカの関税引上げによる経済変動（鳥取県地域経済変動対策資金指定通知書（令和７年４月４日付け第202500010620 号鳥取県商工労働部長通知）により経済変動事象として鳥取県商工労働部長の指定を受けた令和７年度アメリカの関税引上げによる経済変動をいう。）	令和７年４月７日から同年９月30日まで		
令和７年度米国関税の影響に伴う経済変動（鳥取県地域経済変動対策資金指定通知書（令和７年９月 12 日付け第 202500137392 号鳥取県商工労働部長通知）により経済変動事象として鳥取県商工労働部長の指定を受けた令和７年度米国関税の影響に伴う経済変動をいう。）	令和７年９月 12 日から同年12月31日まで		
令和７年度米国関税の影響及び円安に伴う経済変動（鳥取県地域経済変動対	令和８年１月１日から同年３月 31 日まで		

策資金指定通知書（令和７年 12 月 26 日付け第 202500232845 号鳥取県商工労働部長通知）により経済変動事象として鳥取県商工労働部長の指定を受けた令和７年度米国関税の影響及び円安に伴う経済変動をいう。）			
令和８年度エネルギー・原材料価格高騰及び円安に伴う経済変動（鳥取県地域経済変動対策資金指定通知書（令和８年４月７日付け第 202600009184 号鳥取県商工労働部長通知）により経済変動事象として鳥取県商工労働部長の指定を受けた令和８年度エネルギー・原材料価格高騰及び円安に伴う経済変動をいう。）	令和８年４月７日から同年12月31日まで		

別記

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

米子市長　　様

申請者　　所　在　地

商号又は名称

代表者の職及び氏名　　(印) ※

電 話 番 号

※申請者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。
ただし、法人その他の団体については、記名押印が必要です。

米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付申請書兼支払請求書

年度において、米子市地域経済変動対策資金利子補助金の交付を受けたいので、米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱（令和４年４月１日施行）第６条の規定により、下記のとおり申請し、及び補助金の交付の決定後における当該補助金の支払を請求します。

記

１　補助金の名称　　米子市地域経済変動対策資金利子補助金

２　借入内容等及び交付申請（請求）額

借　　入　　額	円 （うち借換額　　円）
借　入　期　間	年　月　日～　　年　月　日
利 子 支 払 期 間	年　月　日～　　年　月　日
支　払　利　子　額	円
補助金交付申請（請求）額	円

３　振込先口座

金融機関名	銀行・信用金庫・農協	支店名	支店・支所・出張所
口座種類	普通　・　当座	口座番号	
ﾌﾘｶﾞﾅ			
口座名義人			

４　添付書類

(1) 対象融資が実行されたことを示す書類の写し

(2) 対象融資に係る利息支払証明書の写し

(3) 役員等調書兼照会承諾書（別記様式第２号）

(4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

※(1)に掲げる書類については、２回目以降の申請を行う場合（既に提出している書類の内容に変更が生じている場合を除きます。）は、添付を省略することができます。

［米子市記入欄］

□令和４年度燃油及び原材料価格の高騰・円安　□令和５年度エネルギー・原材料価格の高騰

□令和６年度エネルギー・原材料価格の高騰　□令和６年度為替相場の急激な変動

□令和７年度為替相場の急激な変動　□令和７年度アメリカの関税引上げによる経済変動

□令和７年度米国関税の影響に伴う経済変動　□令和７年度米国関税の影響及び円安に伴う経済変動

□令和８年度エネルギー・原材料価格高騰及び円安に伴う経済変動

様式第２号（第６条関係）

役員等調書兼照会承諾書

年　　月　　日

米　子　市　長　　様

（届出者）
所　在　地
商号又は名称
代表者氏名　　（印）

次の役員等調書の記載事項につきましては、事実と相違ないことを誓約するとともに、この調書に記載した者につきまして、米子市の行政事務からの暴力団等の排除を目的として、鳥取県米子警察署に照会することを承諾します。

役職等	氏　名	よみがな	生年月日

【注意事項】

１　届出者が氏名を自署する場合には、その押印を省略することができます。ただし、法人その他の団体については、記名押印が必要です。

２　役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び監査役並びに米子市所在の営業所等の長が役員でない場合にはその長、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者・理事等、個人事業者にあっては当該個人）の氏名、生年月日等を記載してください。

３　提出に当たっては、氏名、生年月日等の個人情報が、暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者ではないことの確認のために提供され、及び利用されることについて、当該名簿に記載されている方の同意を取ってください。

４　この名簿は、３の確認のために使用し、それ以外の目的には使用しません。

様式第３号（第７条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

米子市長　　印

米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付決定通知書

年　月　日付け申請のありました米子市地域経済変動対策資金利子補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので、米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱（令和４年４月１日施行）第７条第１項の規定により通知します。

記

１　交付決定額　　円

２　交付条件

米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）及び米子市地域経済変動対策資金利子補助金交付要綱の規定を遵守してください。

注　上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書を受け取った日から20日以内に、文書をもって交付申請を取り下げることができます。